

## 平成26年度 北陸農政局発注者綱紀保持委員会定例会議議事概要

1 開催日 平成27年3月20日(金)

2 場所 北陸農政局 局長室

3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

### 4 概要

(1) 北陸農政局発注者綱紀保持委員会設置要領の一部改正について

農林水産本省における同設置要領の一部改正(定例会議の原則年2回から1回に改正)を受け、これまで年2回としていた定例会議を原則年1回の開催とした。

(2) 平成26年度発注者綱紀保持対策等の実施状況について

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図るため、平成26年7月に一部改正された「農林水産省発注者綱紀保持規程」の改正内容に絞って、各種会議の一部として講習を実施した。

(3) 平成27年度の取組方針について

別紙「平成27年度 北陸農政局発注者綱紀保持対策等の取組方針について」のとおり。

### 5 その他

特になし。

## 別紙

出席者	委員長	局長	
	委員	企画調整室長 消費・安全部 生産部 経営・事業支援部 農村計画部 統計部	企画調整室長 消費生活課長 生産振興課長 担い手育成課長 農村振興課長 調整課長
	幹事	総務部 整備部 総務部	総務部長 設計課長（代理） 人事課長 会計課長 総務課長
	庶務	総務部	監査官

## 北陸農政局発注者綱紀保持委員会設置要領

- 1 趣旨  
公共工事等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することが求められている。  
このため平成19年7月31日付けで制定された農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号。以下「規程」という。）第9条において、発注者綱紀保持委員会を設置することとされたところである。  
このことから、北陸農政局に「北陸農政局発注者綱紀保持委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
  - 2 委員会の事務  
委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。  
ア 規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案の調査分析及び公表に関すること  
イ 発注担当者の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関すること  
ウ 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関すること  
エ その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関すること
  - 3 委員会の構成  
(1) 委員は、別紙のとおりとし、委員長は局長とする。  
なお、委員のうち特に建設工事の発注に係る委員を幹事とする。  
(2) 特定の事項に限定した調査審議を行うため委員会に小委員会を設置することができる。  
(3) 小委員会に属する委員は、委員長が指名する。  
(4) 小委員会に属する委員の中から、小委員会の委員長を互選するものとする。  
(5) 必要に応じて、委員会及び小委員会に外部委員を置くことができる。  
(6) 外部委員を置く場合は、学識経験のある者のうちから、委員長が委嘱する。  
(7) 外部委員の任期は2年とし、再任されることができる。  
(8) 外部委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
  - 4 定例会議  
(1) 定例会議は、委員長が招集し、原則として毎年度1回開催する。  
(2) 定例会議は、委員及び外部委員をもって構成する。  
(3) 定例会議は、非公開とし、定例会議の議事概要は、これを公表する。
  - 5 随時会議  
(1) 随時会議は、必要に応じ、委員長が招集する。  
(2) 委員長は、議題に応じて外部委員の意見を聴取し、又は必要に応じ外部委員の出席を求めることができる。  
(3) 随時会議は非公開とする。
  - 6 公表方法  
本要領に規定された公表事項は、閲覧及びホームページにより公表するものとする。
  - 7 委員会の庶務  
委員会の庶務は総務部総務課において行う。ただし、小委員会に関する庶務については、小委員会で調査審議する事項を所掌する機関の主管課において行う。
- 附 則  
この要領は、平成19年9月12日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成21年2月10日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成23年9月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成27年3月20日から施行する。

北陸農政局発注者綱紀保持委員会委員

委員 長	局 長
委 員	企画調整室長
委 員	消費・安全部消費生活課長
委 員	生産部生産振興課長
委 員	経営・事業支援部担い手育成課長
委 員	農村計画部農村振興課長
委 員	統計部調整課長
委員（幹事）	総務部長
委員（幹事）	総務部総務課長
委員（幹事）	総務部人事課長
委員（幹事）	総務部会計課長
委員（幹事）	整備部設計課長
庶 務	総務部総務課

## 平成26年度発注者綱紀保持対策等の実施状況について

平成25年度に局内及び管内各部署で全職員を対象に講習を実施したことから、平成26年度は「綱紀保持規程の一部改正」を受けて「管理監督者」及び「発注担当職員」を対象として、改正内容の周知を行った。

各種会議の一部として実施した研修(講習会)				
(1)経理事務担当国会議	H26.11.19	発注者綱紀保持規程の一部改正 (講師:局監査官)	77人	発注者綱紀保持規程の一部改正により「第三者」に職員も含まれること等の周知を行った。
(2)次長・工事課長等会議	H27.1.21	発注者綱紀保持規程の一部改正 (講師:局監査官)	48人	”
(3)次長・総括業務官・庶務課長等会議	H27.2.19	発注者綱紀保持規程の一部改正 (講師:局監査官)	51人	” ・チェックシートの実施。

第三者に職員が含まれることから、業務等打合せ及び決裁文書の範囲について確認があった。

## 平成27年度 北陸農政局発注者綱紀保持対策等の取組方針について

平成27年度における北陸農政局内での発注者綱紀保持のための講習会等については、以下の考えに基づき講習会等を実施する。

### 1 目的

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な確保を図る。

### 2 対象者

本局、管内地域センター及び事業（務）所の管理監督者及び発注担当職員、その他必要と認められる職員

### 3 講習会等の開催予定

（1）発注者綱紀保持講習の開催

（2）各種会議等を活用した発注者綱紀保持講習の開催

### 4 その他

局内及び管内各官署における次の事項のフォローアップ

- ・事業者との応接状況に係る改善検討について
- ・発注事務に係る決裁文書の押印（署名）を行う職員の範囲について